皇室事項

御見舞電報

天皇陛下は、サウジアラビア国二聖モスクの守護者国王の御病気につき、一月十六日御見舞電報を発せられた。

御祝電及び御答電

天皇陛下御即位二十四年に際し、一月九日オマーン国国王陛下から天皇陛下へ御祝電を寄せられ、これに対し同月十六日御答電を発せられた。

歌会始の儀

一月十六日午前十時三十分、宮中において、歌会始の儀を行われた。

御製、御歌、皇族の詠進歌、召人及び選者の詠進歌並びに選歌は、次のとおりである。

立

御　製

万座毛に昔をしのび巡り行けば彼方恩納岳さやに立ちたり

皇后宮御歌

天地にきざし来たれるものありて君が春野に立たす日近し

幾人の巣立てる子らを見守りし大公孫樹の木は学び舎に立つ

十一年前吾子の生れたる師走の夜立待ち月はあかく照りたり

立山にて姿を見たる雷鳥の穏やかな様に心和めり

凛として立つ園児らの歌ごゑは冬日の部屋にあかるくひびく

蕗のたう竹籠もちて摘みゆけばわが手の平に香り立ちきぬ

俄かにも雲立ち渡る山なみのをちに光れりつよき稲妻

冬晴れの雲なき空にそびえ立つ雪の大山ふところやけき

立ちどまり募金箱くと背伸びする小さな君の大きな気持

庭すみにひそやかに立つ寒椿朝のひかりに花の色濃く

冴えわたる冬晴れの朝畦道にからから光る霜柱立つ

伊勢の宮み代のさかえと立たすなり岩根によどく心のみ柱

やうやくに行方見え来てためらひの泥よりわれは立ち上がりたり

ゆだぬれば事決まりゆく先見えて次の会議く席立たむとす

すずかけは冬の木立に還りたりまた新しき空を抱くため

百年ばかり寝すごしちまつた顎を立て亀は春陽に薄き眸を開く

遠き日の雨と光を身に湛へ銀杏大樹はビルの間に立つ

選　歌（詠進者生年月日順）

羽搏きて白鳥の群れとび立てり呼び合ふ声を空へひろげて

ほの白く慈姑の花の匂ふ朝明日刈る稲の畦に立ちをり

自画像はいまだに未完立て掛けたイーゼル越しの窓が春めく

何度目の雪下しかと訊ねられ息をととのへ降る雪に立つ

いつせいに蚕は赤き頭立て糸吐く刻をひたすらに待つ

吹く風に向へば力得るやうな竜飛岬の海風に立つ

安達太良の馬の背に立ちはつ秋の空の青さをふかく吸ひ込む

ネクタイをゆるめず走る君の背を立ち止まらずに追ひかけるから

人々が同じ時間に立ち止まり空を見上げた金環日食

実は僕家でカエルを飼つてゐる夕立来るも鳴かないカエル

選　者　三枝昂之

選　者　永田和宏

選　者　内藤　明

北海道　佐藤マサ子

埼玉県　若谷　政夫

静岡県　青木　信一

新潟県　宮澤　房良

群馬県　鬼形　輝雄

新潟県　髙橋　健治

福島県　金澤　憲仁

栃木県　川俣　茉紀

大阪府　瀬利由貴乃

東京都　太田　一毅

東　宮

東宮妃

文仁親王

文仁親王妃　紀子

正仁親王妃　華子

崇仁親王妃　百合子

憲仁親王妃　久子

承子女王

典子女王

絢子女王

召　人　岡野弘彦

選　者　岡井　隆

選　者　篠　弘

官庁報告

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、愛知労働局の関係労働者を代表する者土肥和則の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成25年１月18日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、愛知労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成25年２月１日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　愛知労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考